

### 4月1日(土)から 介護保険制度が変わります

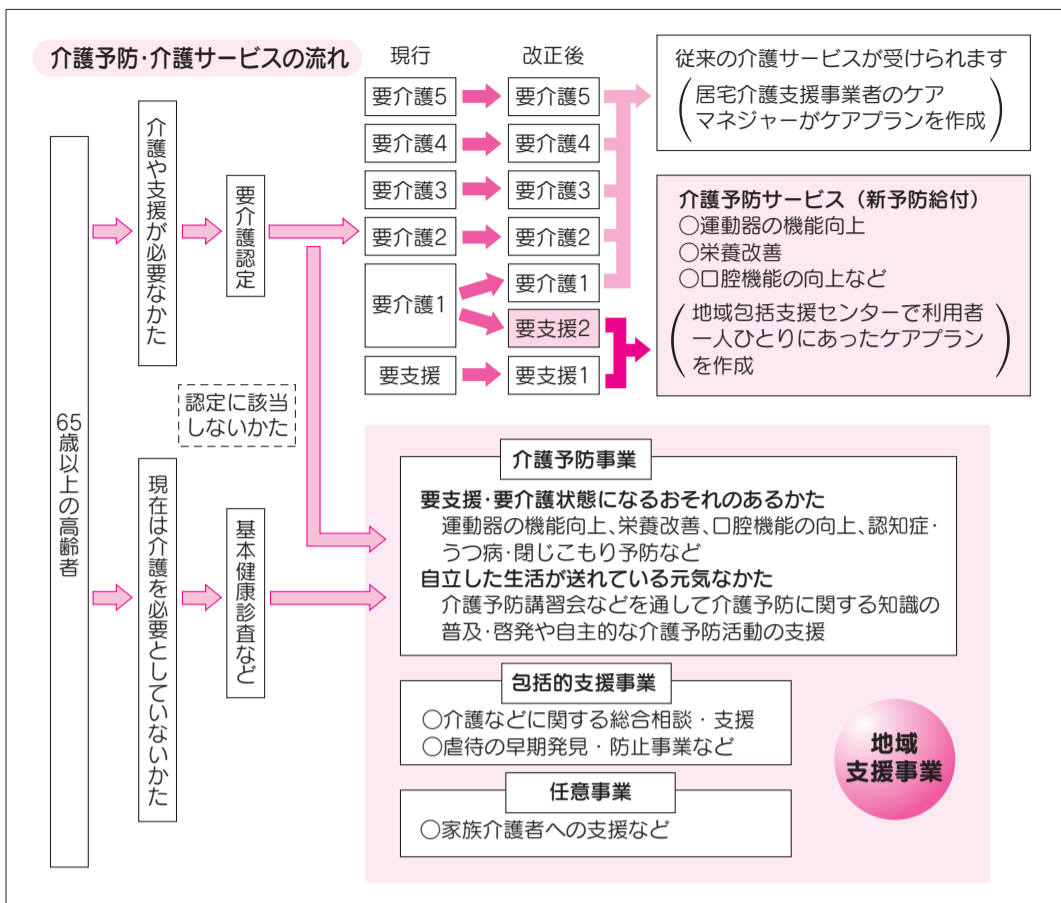
問い合わせ 保健福祉部高齢介護課

#### 予防重視型 システムへの転換

今回の改正では、高齢者のかたが、介護が必要な状態にならないよう、かつ要介護状態の重度化を防ぐように「介護予防」に重点が置かれています。

#### 新予防給付の創設

現行の介護度は「要支援・要介護1〜5」となっていますが、改正後は、「要支援2」が設けられ、「要支援1〜5」となっています。



作成し、サービス利用の一定期間後には達成状況の評価を行うこととなります。

※現在の認定有効期間の終了が平成18年4月以降のかたは、期間終了まで従来の介護サービスを利用できます。

#### 地域支援事業の創設

要介護認定に該当しないかたを対象に、介護予防に関する事業等を行います。

#### 主な事業

- ①介護予防事業
  - 要支援・要介護状態になるおそれのあるかた(特定高齢者)には運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症・うつ病・閉じこもり予防等の事業を必要に応じ
- ②包括的支援事業
  - 「地域包括支援センター」において、高齢者や家族からの介護や介護以外の問題に関する相談等を行う総合相談・支援事業や虐待の早期発見・防止など高齢者の権利を守るための事業を行います。
- ③任意事業
  - 介護給付費の適正化を図るとともに、家族介護者の支援を行います。

#### 「地域包括支援センター」の設立

高齢者のかたが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要な援助や支援を中立的・公正な立場で行う中核機関として、「地域包括支援センター」が設立されます。

#### 介護保険被保険者証が更新となります

介護保険被保険者証(介護保険証)は、平成18年3月31日で有効期限が切れるため、対象者へ新しい介護保険証を3月下旬に郵送します。

#### 平成18年度から介護保険料の額が変わります

介護保険料額は平成18年度(平成17年度)の給付費(介護サービス等にかかる費用)の推計額によって決まります。介護保険料基準額・保険料率等は、市報4月15日号でお知らせします。

#### 平成18年度 固定資産税についてのお知らせ

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者のかたが、自己の土地や家屋の評価を他の土地や家屋と比較できるように開示するものです。

②固定資産課税台帳の縦覧
納税者のかたが、自己の資産について記載されている部分を確認することができ、また借地人・借家人は、「固定資産課税台帳」で借りている部分についての確認ができます。

③課税明細書の送付
課税内容を確認できるよう、課税内容を縦覧できるよう、中央・富士見図書館、スポーツセンター、ふるさと歴史館、本町児童館、秋水園人材バンク名簿設置施設情報コーナー(本庁舎1階)、社会教育課(いきいきプラザ4階)、各公民館・図書館、スポーツセンター、ふるさと歴史館。

#### サークル活動を応援します 東村山市人材バンク

市では、生涯学習のまちづくりを進めるため、教養・芸術文化・スポーツ・レクリエーション等の活動において、指導者・講師を探している市民の皆さんに人材情報の提供を行っています。

①市民情報端末(左下写真)や人材バンク名簿、市のホームページの「公共施設予約」から、目的の指導者・講師を探してください。

②講師の依頼交渉は、利用者の責任で行ってください。なお、連絡先の記載がない指導者・講師については、社会教育課にお問い合わせください。

市民情報端末設置施設 本庁舎1階、いきいきプラザ1・3・4階、各公民館、市民情報端末

閲覧期間 4月3日(月)〜平成19年3月30日(金) ※閲覧は有料です。ただし、納税義務者は縦覧期間中(4月3日〜5月31日)に限り無料です。

①共通
時間 午前8時30分〜午後5時(閉庁日を除く)
場所 課税課(本庁舎2階)
縦覧・閲覧に必要なもの
○納税義務者(運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの)
○納税義務者以外のかた(委任状及び来庁されたかたの本人確認ができるもの)
○借地人・借家人(借地、借家契約書及び本人確認ができるもの)

②課税明細書の送付
課税内容を確認できるように、課税内容を縦覧できるよう、中央・富士見図書館、スポーツセンター、ふるさと歴史館、本町児童館、秋水園人材バンク名簿設置施設情報コーナー(本庁舎1階)、社会教育課(いきいきプラザ4階)、各公民館・図書館、スポーツセンター、ふるさと歴史館。

#### 青少年の健全育成をはかるために 「家庭の日」と食事

170
今期の青少年問題協議会では、「家庭」をキーワードに審議を進めています。市では毎月第2日曜日を「家庭の日」とし、家族の絆を強める日となるよう提唱しており、協議会でも様々な立場からこの日のありようを議論しています。

対象 市民の学習意欲に対し、豊かな知識・技術・経験を生かしボランティアで指導できるかた
※政治・宗教・営利活動目的での登録はできません。申込み 社会教育課にある登録申請紙で登録手続きをしてください。

問い合わせ 教育部社会教育課

「家庭の日」とはどのようなものか。また、「家庭の日」を実践することは子どもたちにどのような影響を及ぼすのでしょうか。都では、「家族ふれあいの日」にファミリーレストランや遊園地の割引券などを配布し、家族一緒の時間を過ごすための施策等を提案しています。しかし、家族の絆を確認する手段として

では「家庭で食事をする」というのが最も手軽で身近な方法ではないでしょうか。最近、夜遅くコンビニでおでんやカップ麺を食べる子どもたちをよく見かけますが、子どもたちが本当に求めているのは、お母さんやお父さんが作ってくれた食事を家族全員で食べながら、一日のことを話し、聞いてもらえる食卓ではないでしょうか。

家庭の食事にはその家にしかない「家庭の味」があります。同じ物を皆で食べることで、同じ食卓が育まれます。食卓は家族をつなぐ共通の思い出の場でもあるのです。

食事は、次代を担う子どもたちが生涯にわたって健全な身体と豊かな人間性を育む、「生きる力」を身につけるうえで重要なことです。

東村山市青少年問題協議会

表1 縦覧できるかた及び内容

縦覧帳簿の種類	縦覧できるかた	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地に対して固定資産税が課税されている納税者	所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋に対して固定資産税が課税されている納税者	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年月、棟番号

表2 閲覧できるかた及び内容

閲覧できるかた	閲覧できる内容
固定資産税の納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
借地人	借りている土地の所有者名、所在、地番、地積、地目、価格、課税標準額
借家人	借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地積、地目、価格、課税標準額

います。お間違えのないようご注意ください。
問い合わせ 財務課課税課